

来庁者 法定代理人(親権者)・本人(15歳未満) の場合

御持参いただくもの

- 交付通知書 (はがき)
- 通知カード又は個人番号通知書
- 本人確認書類 (親権者・本人両方)
(A1点またはB2点) ※下記を御確認ください
- 本人の住民基本台帳カード (お持ちの場合)
- 本人のマイナンバーカード (お持ちの場合)
- 親権者であることの証明、戸籍謄本等 ※3月以内のものに限る
(ただし、本籍地が高松市である場合、または、同一世帯かつ親子関係にある場合は不要)

交付通知書 (はがき)・通知カード・
住民基本台帳カード・マイナンバーカードは、
当日回収させていただきます。
※個人番号通知書は回収しません。

本人確認書類 (A1点またはB2点) ※いずれも有効期限内のものに限る

【A】 全て顔写真つき	【B】 <u>氏名+住所または氏名+生年月日</u> が記載されているもの
<p>■ 本人 (申請者)</p> <p>マイナンバーカード (※1)</p> <p>旅券 (パスポート)</p> <p>各種の障害者手帳</p> <p>その他 :</p> <p>■ 法定代理人 (親権者)</p> <p>マイナンバーカード</p> <p>運転免許証</p> <p>運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降の交付のみ)</p> <p>旅券 (パスポート)</p> <p>各種の障害者手帳</p> <p>在留カード</p> <p>特別永住者証明書</p> <p>その他 :</p>	<p>■ 本人 (申請者)・法定代理人 (親権者)</p> <p>マイナンバーカード (顔写真なし)</p> <p>資格確認書</p> <p>介護保険被保険者証</p> <p>各種の医療受給者証 (子ども医療、特定疾患、障害者など)</p> <p>国民年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書 (年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)</p> <p>生活保護受給者証</p> <p>在留カード (顔写真なし)、特別永住者証明書 (顔写真なし)</p> <p>母子手帳(出生届出済証明のあるもの)</p> <p>社員証/学生証 (デジタル可) (※2)、診察券</p> <p>長寿手帳 (顔写真添付あり)</p> <p>預金通帳 (アプリ可) (※2)</p> <p>その他 :</p>

※1 有効期限が切れた顔写真ありマイナンバーカードをお持ちの方で、かつ再交付の場合は、有効期間満了の日から6月以内に限り、そのマイナンバーカードを本人確認書類「A1点」としてご利用いただけます。ただし、旧カードの写真と交付申請者が同一 (本人) と確認できる場合に限りです。

※2 映像面 2 点の提示は不可。証明書等の撮影画像やスクリーンショットも不可。

必ず原本をお持ちください